

## 政府調達に関する協定等に係る契約手続

### (目的)

- 第1条 この手続は、日本郵政株式会社物品及び不動産等契約規程（以下「規程」という。）に基づき、日本郵政株式会社（以下「会社」という。）が締結する契約のうち、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束及び政府調達に関して適用されることとなる規程（別紙の運用指針等といい、以下「運用指針等」という。）の適用を受ける契約に関する事務について、特に必要な事項を定める。
- 2 改正協定その他の国際約束並びに運用指針等の適用を受けて会社が締結する契約については、この手続によるほか、日本郵政株式会社物品等契約手続（以下「物品等契約手続」という。）、日本郵政株式会社不動産等契約手続（以下「不動産等契約手続」という。）及び関係マニュアル並びに運用指針等の定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この手続で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 物品等

動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。

#### (2) 特定役務

改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（本手続において「建設工事」という。）に係る役務をいう。

#### (3) 調達契約

物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

#### (4) 一連の調達契約

特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の上記の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

#### (5) 調達価額

物品等又は特定役務の調達に係る予算額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額をいう。

(6) 契約責任者

日本郵政株式会社職務権限規程で定める契約の締結権限を有する者をいう。

(7) 契約担当部署

契約責任者を置いている部署をいう。

(適用範囲及び対象額)

第3条 この手続は、調達契約の範囲及び調達価額が次の各号に該当するものに関する事務について適用する。ただし、次項に掲げる調達契約については、この限りでない。

なお、SDR（IMF（国際通貨基金）の特別引出権をいう。以下同じ。）の邦貨換算額については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項の規定に基づき、財務大臣が定める区分及び定める額によるものとする。

(1) 物品等及び特定役務（第2号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。）  
10万SDR以上

(2) コンピュータ製品、電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービス  
10万SDR以上

(3) 建設工事  
450万SDR以上

(4) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス  
45万SDR以上

2 前項ただし書きに該当する調達契約は、次の各号のとおりとする。

(1) 商業的販売若しくは商業的再販売を目的として、又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給において用いるための調達契約

(2) 会社が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する調達契約

(3) 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスのうち、独立して調達される場合の次のサービスの調達契約

ア 建築設計サービスの実施設計サービス

イ 契約監理サービス

ウ 基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービスのうちいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス

エ 建設及び設置公示段階におけるその他のエンジニアリング・サービス

(4) その他会社に適用される国際約束において当該国際約束の適用範囲から除外されている物品等又はサービス

3 第1項における調達価額の算出は、次のとおりとする。

(1) 一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合

- ア 単価についてその調達価額が定められている場合にあっては、当該調達価額に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額
  - イ 一連の調達契約が締結される場合にあっては、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の調達価額の合計額
- (2) 物品等の借入に係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約の場合
- ア 借入期間又は提供を受ける期間の定めが 12 月以下の場合には、当該期間における予定賃借料（消費税及び地方消費税込みとし、以下同じ。）の総額又は特定役務の調達価額の総額
  - イ 借入期間又は提供を受ける期間の定めが 12 月を超える場合であって、当該期間の定めがあるときは、1 月当たりの予定賃借料又は 1 月当たりの特定役務の調達価額×定めのある月数により算出した額に見積残存価額を加えた額とし、当該期間の定めがないときは、1 月当たりの予定賃借料又は 1 月当たりの特定役務の調達価額×48 により算出した額とする。

（参加のための条件）

第 4 条 契約責任者は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第 5 条 契約責任者は、調達契約の締結が見込まれるときは、物品等契約手続第 19 条第 2 項又は不動産等契約手続第 21 条の規定による審査について、随時に、しなければならない。

- 2 供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請することができることとし、かつ、契約責任者は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。
- 3 総務部の契約責任者は、物品等契約手続第 19 条第 1 項又は不動産等契約手続第 19 条若しくは第 20 条の規定により一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、当該調達契約の締結が見込まれるときは、調達契約が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに物品等契約手続第 19 条第 2 項又は不動産等契約手続第 21 条に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

（入札公告（公示）予定の情報提供）

第 6 条 総務部は、当該年度において調達を予定しているもののうち、調達価額が運用指針等によって定められた次の各号に掲げる額以上の物品等又は特定役務について、本社、通信病院等関係機関の情報を取りまとめた上、官報により公示し供給者等に対する情報提供を行う。ただし、本項の公示以前に入札公告若しくは意見招請を行っている場合又は特定役務のうち「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」（以下「行動計画」という。）の対象となるものについては、官報公示を省略できる。

- (1) 物品等及び特定役務（次号及び第 3 号に掲げるもの並びに行動計画の対

象となるものを除く。)

80 万 SDR 以上

- (2) コンピュータ製品及び同サービス

80 万 SDR 以上

- (3) 電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービス

10 万 SDR 以上

- 2 前項に基づき公示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 機関名及びその住所

- (2) 調達の内容（名称、数量）

- (3) 入札公告の予定時期

- 3 総務部は、当該年度における調達価額が 10 万 SDR（特定役務のうち行動計画の対象となるものについては、第 3 条第 1 項の調達価額）以上の調達予定の概要を閲覧できるようにする。その際、特定役務のうち行動計画の対象となるものについては、行動計画及び行動計画運用指針の定めるところによる。

（資料提供招請）

第 7 条 高度な専門的知識が必要となるため、調達要求元での仕様書作成が困難な場合、特定役務のうち行動計画の対象となるものを除き、次の各号に定めるところにより、その作成にあたり必要とする資料等について官報により公示し、広く供給者からの情報提供を求める資料提供招請を行う。ただし、急を要する場合又は随意契約とする場合は、この手続を省略することができる。

なお、次の各号の物品等又は特定役務のうち調達価額が 10 万 SDR 以上かつ次の各号に掲げる額未満の調達について、契約責任者が必要と認める場合は、会社の自主的措置として会社のホームページへの掲示により資料提供招請を行う。

- (1) 物品等及び特定役務（次号及び第 3 号に掲げるもの並びに行動計画の対象となるものを除く。）

・ 調達価額 80 万 SDR 以上

・ 公示日 資料提供期限の前日から起算して少なくとも 30 日以上前

- (2) コンピュータ製品及び同サービス

・ 調達価額 80 万 SDR 以上

・ 公示日 資料提供期限の前日から起算して少なくとも 30 日以上前

- (3) 電気通信機器及びこれらのサービス

・ 調達価額 38.5 万 SDR 以上

・ 公示日 資料提供期限の前日から起算して少なくとも 30 日以上前

- (4) 医療技術製品及びこれらのサービス

・ 調達価額 38.5 万 SDR 以上

・ 公示日 資料提供期限の前日から起算して少なくとも 45 日以上前

- 2 前項に基づき公示する事項は、次のとおり。

- (1) 調達機関名及び連絡先

- (2) 調達の概要（名称、数量及び調達に必要とされる基本的な要求要件）

- (3) 資料等の提出期限

- (4) 説明会を開催する場合にはその旨の注記

- 3 官報公示の内容について修正を行う場合は、次により処理する。
- (1) 修正等の情報を再度官報公示するとともに、資料提供招請に応じたすべての供給者にその情報を提供する。
  - (2) 修正等の情報が調達に必要とされる基本的な要件であった場合は、資料等の提出期限を前号の公示の翌日から起算して 30 日以降の日に設定する。

(意見招請)

第 8 条 調達価額が運用指針等によって定められた額以上の物品等又は特定役務の調達について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、仕様書の作成に関して透明性、公平性及び中立性を確保することを目的として、仕様書案の作成が完了したことを官報により公示し、広く供給者から意見を求める意見招請の手続を行う。ただし、急を要する場合は、その旨を官報に明示することにより、供給者が対応可能と認められる範囲で公示期間を短縮することができる。

なお、調達価額が 10 万 SDR 以上かつ次項に掲げる額未満の調達について、契約責任者が必要と認める場合は、会社の自主的措置として会社のホームページへの掲示により意見招請を行う。

- (1) 原材料、燃料又はこれに類するもの
  - (2) 単価が 500SDR 以下の既製品の大量購入
  - (3) 既存の仕様を繰り返し採用することが必要なもので、外務省が開催する政府調達に関するセミナーで繰り返し採用する必要性についての具体的理由を含め説明したもの
  - (4) 随意契約とするもの
  - (5) 不落となり、再度、調達内容（履行期限及び予定価格を除く）に変更がない入札を行うもの
  - (6) 公示期間を短縮しても対応できない緊急の場合で、入札公告（公示）の際にその旨を官報に明示するもの
  - (7) 特定役務のうち行動計画の対象となるもの
- 2 前項により意見招請を行う調達価額、公示日等については、次のとおりとする。
- (1) 物品等及び特定役務（次号から第 4 号までに掲げるもの並びに行動計画の対象となるものを除く。）
    - ・ 調達価額 80 万 SDR 以上
    - ・ 公示日 意見提出期限の前日から起算して少なくとも 20 日前
    - ・ 入札公告までの日数 公示の翌日から入札公告予定日まで少なくとも 30 日を確保
  - (2) コンピュータ製品及び同サービス  
前号に同じ
  - (3) 電気通信機器及び同のサービス
    - ・ 調達価額 38.5 万 SDR 以上
    - ・ 公示日 意見提出期限の前日から起算して少なくとも 30 日前
    - ・ 入札公告までの日数 公示の翌日から入札公告予定日まで少なくとも 60 日を確保
  - (4) 医療技術機器及び同のサービス

- ・ 調達価額 38.5 万 SDR 以上
- ・ 公示日 意見提出期限の前日から起算して少なくとも 30 日前
- ・ 入札公告までの日数 公示の翌日から入札公告予定日まで少なくとも 45 日を確保

3 意見招請を行うにあたり、仕様書案の作成が完了した旨のほかに基づき公示する事項は、次のとおり。

- (1) 調達機関名及び連絡先
- (2) 調達の内容（名称、数量）
- (3) 仕様書案の入手先
- (4) 意見の提出期限
- (5) 説明会を開催する場合にはその旨の注記
- (6) 下請に対して関心を表明する供給者を求める旨の招請（電気通信機器及び同サービスの調達に限る。）

（仕様書を作成した供給者の取扱い）

第 9 条 仕様書を作成する際に直接関与した供給者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、入札に参加させない。

- (1) 前条の意見招請を実施した場合
- (2) 調達要求元が仕様の準備又は仕上げの過程を管理し、公正かつ無差別に作成を進めた場合
- (3) 供給者が調達要求元からの要請に応じて、自らの製品に関する仕様若しくはデータを提供し、すべての供給者に対して、平等かつ無差別に参加する機会、又は製品に関する仕様若しくはデータを提供する機会が公正かつ無差別に与えられている場合

（契約方式）

第 10 条 契約の方式は、一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の 3 種類とし、日本国内外無差別の下、一般競争契約を原則とする。

（落札方式の種類）

第 11 条 一般競争による場合においては、次の各号のいずれかの落札方式を選択する。

- (1) 最低価格落札方式
- (2) 総合評価落札方式
- (3) 複数落札方式

（総合評価落札方式の適用）

第 12 条 一般競争契約のうち、調達価額が次の各号のいずれかに該当する調達については、原則として総合評価落札方式を適用する。

- (1) コンピュータ製品又は同サービスの調達で、80 万 SDR 以上の案件
- (2) 電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービスの調達で、以下のいずれかに該当する案件。ただし、大幅な仕様の変更がなく、期間の延長等を行う場合を除くものとする。

ア 単価 500SDR 以下の製品又はサービスを大量購入する場合を除く既製

- 品及びサービスの調達で、38.5 万 SDR 以上の案件
- イ 特別に開発された製品若しくはサービス又は改造された製品若しくはサービスの調達で、10 万 SDR 以上の案件

(一般競争の公告)

第 13 条 契約責任者は、調達契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも 50 日前（特定役務のうち建設工事については 40 日前）に、次の事項について、官報により公告をしなければならない。

なお、特定役務のうち行動計画の対象となるものについては、行動計画及び行動計画運用指針の定めるところによる。

- (1) 競争入札に付する事項
  - (2) 自動更新条項付契約の場合は、自動更新条項付である旨及び最大の更新回数
  - (3) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (4) 契約条項を示す場所
  - (5) 入札の場所及び日時
  - (6) 入札書を電子的手段により受領すること
  - (7) 入札保証金に関する事項
  - (8) 当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
  - (9) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
  - (10) 入札説明書の交付に関する事項
  - (11) 落札者の決定方法
  - (12) 物品等契約手続第 19 条第 2 項又は不動産等契約手続第 21 条の規定による申請の時期及び場所
- 2 総務部を担当する契約責任者が、特別の事情があると認める場合は、前項の期間を40日前に短縮することができる。

なお、次の各号の条件を満たしていると認める場合、前項の期間を次の各号に規定する日数まで短縮することができる。ただし、運用指針等の「1. 政府調達手続に関する運用指針等について」中の別紙 1 及び別紙 4 に規定する調達に限る。

- (1) 調達契約に係る次に掲げる事項について、前項の規程による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して1年前の日から40 日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合
  - ア 調達の内容
  - イ 入札期日として予定する日付
  - ウ 調達に関心を有する者は、契約を担当する職員に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすること
  - エ 入札説明書を交付する場所
  - オ 前項各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことがで

きないものを除く)

10日

- (2) 調達契約の締結までに急を要する場合

10日

- (3) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合、

40日から、5日にその該当する場合の数に乗じて得た日数を減じた日数

ア 一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）  
第五条の規定により発行される官報により行う場合

イ 入札説明書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限  
る。）を電子的手段を使用して行う場合

ウ 入札書の受領を電子的手段を使用して行う場合

- (4) 調達契約により調達される物品等又は特定役務が、通常行われる取引（物  
品等の取引にあつては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は 特  
定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができな  
いものに限る。）である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次  
に掲げる日数

ア 前号ア及びイに掲げる場合に該当する場合（イに掲げる場合を除く。）  
13日

イ 前号アからウまでに掲げる場合の全てに該当する場合  
10日

- 3 契約責任者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ば  
ない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告  
の期間を短縮することはできないものとする。

- 4 契約責任者は、第1項の規定による公告において、当該調達契約を担当す  
る社員の氏名及びその所属する部署の名称並びに契約の手続において使用す  
る言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を英語により、記載する  
ものとする。

(1) 調達する物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 入札期日又は物品等契約手続第19条第2項若しくは不動産等契約手続  
第21条の規定による申請の時期

(3) 当該調達契約を担当する契約担当部署の社員の氏名及びその所属する部  
署の名称

（技術仕様）

第14条 契約責任者が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技  
術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しく  
は日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を  
適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

(1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なもので  
あること。

(2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

(3) 関心を有する全ての供給者が閲覧することができるものであること。

- 2 契約責任者は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。

ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

（入札説明書の交付）

第 15 条 契約責任者は、調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、競争に参加しようとする者に対し、入札を行うため必要な次の各号に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

なお、特定役務のうち行動計画の対象となるものについては、行動計画の定めるところによる。

- (1) 第 13 条第 1 項又は第 18 条第 1 項により公告又は公示するものとされている事項（第 13 条第 1 項第 9 号に掲げる事項を除く。）
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地
- (5) 契約の手續において使用する言語
- (6) 契約の手續において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- (7) その他必要な事項

（入札説明会の実施）

第 16 条 契約責任者は、コンピュータ製品、電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービスに該当する調達案件を一般競争に付そうとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、必要に応じ、入札説明会を実施する旨を入札公告に明示する。

- (1) 意見招請を実施した調達
- (2) 総合評価落札方式とする調達
- (3) 調達対象の性質を考慮して、開催することが適当と認められる場合
- (4) 契約の内容、入札条件等で公告文に記載することが困難な事項、誤解を生じるおそれがある事項等について補足説明をする必要があると認められる場合

2 前項の入札説明会の開催日は、次のとおりとする。

- (1) コンピュータ製品及び同サービス  
入札公告後 20 日以内
- (2) 電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービス  
入札日（入札者に求める義務がある場合はその受領期限）の少なくとも 30 日前

（分割契約の禁止）

第 17 条 改正協定その他の国際約束並びに運用指針等の適用を回避する意図の下に、いかなる調達契約も分割してはならない。

（指名競争の公示）

第 18 条 契約責任者は、指名競争に付そうとするときは、第 13 条の例により、

第 13 条において一般競争について公告する事項のほか、指名競争において指名されるために必要な要件についても公示しなければならない。

2 競争参加者への通知は、第 13 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 6 号について、前項による公示の日においてしなければならない。

3 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる次項を通知しなければならない。

(1) 一連の調達契約にあっては、第 13 条第 1 項第 8 号に掲げる事項

(2) 契約の手續において使用する言語

(公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い)

第 19 条 契約責任者は、調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第 1 項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請があったときは、速やかに、その者が当該調達契約に必要な資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

2 契約責任者は、調達契約にかかる指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、指名されるために必要な資格を有すると認められた者を指名するとともに、当該指名する者に対し、前条第 2 項に規定する事項及び前条第 3 項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

3 契約責任者は、調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第 1 項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時に、一般競争の場合にあっては第 13 条第 1 項第 3 号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

4 契約責任者は、第 1 項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(指名競争契約における一般競争契約に関する規定の準用)

第 20 条 第 11 条、第 12 条、第 16 条及び第 17 条の規定は、指名競争契約の場合に準用する。

(落札)

第 21 条 契約責任者は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(随意契約によることができる場合)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、随意契約によることがで

きる。

- (1) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき
- (2) 既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき
- (3) 会社の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合
- (4) 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）について、その施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の 100 分の 50 以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき
- (5) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事を調達する場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第 13 条及び第 15 条又は第 18 条により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第 13 条の公告又は第 18 条の公示において、この号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
- (6) 緊急の必要により競争に付することができない場合
- (7) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接物品等を買入れるとき
- (8) 一般競争又は指名競争による場合において、競争に付しても入札がないとき、再度の入札をしても落札者がいないとき又は行われた入札が馴れ合いによるとき若しくは入札に関する条件に合致しないものであるとき。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた調達価額その他の条件を変更することができない。
- (9) 落札者が契約を結ばない場合において、落札金額の制限内での契約を締結するとき
- (10) 第 11 条第 1 項第 3 号の規定による競争に付した場合において、落札数量

が需要数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、需要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、物品等契約手続第15条第1項第3号、第2項及び第3項並びに不動産等契約手続第15条第1項第4号、第3項及び第4項の規定に準じて随意契約によることができる。

- (11) 慈善のため設立した救済施設から直接に物品等を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき（物品等の買入れ又は借入れの場合にあっては、当該物品等を慈善のため設立した救済施設が生産する場合に限る。）

（随意契約に関する公示）

第23条 契約責任者は、調達価額が10万SDR以上の調達案件を随意契約によりろうとする場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、第3項の事項について、官報により公示しなければならない。

- (1) 競争に付しても入札がない場合
- (2) 再度の入札をしても落札者がいない場合
- (3) 極めて緊急を要する場合
- (4) 当初の入札に際して一定の条件を満たされれば、契約を更新することがある旨をすべての供給者に明らかにしている場合
- (5) 特定役務のうち、行動計画の対象となるもの

2 前項の公示の日は、次のとおりとする。

- (1) コンピュータ製品及び同サービス  
契約予定日の少なくとも20日前
- (2) 電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービス  
契約予定日の少なくとも40日前
- (3) 物品等及び特定役務（上記に掲げるものを除く。）  
契約予定日の少なくとも20日前

3 第1項に基づき公示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 調達の内容（名称、数量等）
- (2) 随意契約の予定日
- (3) 随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由
- (4) 予定される随意契約の相手方と協議が開始されている場合には、当該協議を開始している者の名称

（緊急調達の場合の官報公告（公示））

第24条 緊急に調達が必要となる場合は、第13条に基づく公告又は第18条に基づく公示については、その期間を10日までに短縮することができる。

（落札者の決定に関する通知等）

第25条 契約責任者は、調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札

者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

2 契約責任者は、調達契約につき一般競争若しくは指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して 72 日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 第 13 条の規定による公告又は第 18 条の規定による公示を行った日
- (8) 随意契約による場合はその理由
- (9) その他必要な事項

（一般競争、指名競争又は随意契約に関する記録）

第 26 条 契約責任者は、調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも 3 年間保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格
- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- (5) 第 19 条第 4 項の規程により通知した場合には、その通知に関する事項
- (6) その他必要な事項

2 契約責任者は、調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、少なくとも 3 年間保管するものとする。

（政府調達相談窓口の設置）

第 27 条 本社の契約担当部署は、供給者に対して、この手続に基づき自部署が担当する個別の調達案件に関する情報の提供や相談を行う窓口を設置する。

（調達契約に関する統計）

第 28 条 総務部の契約責任者は、総務省の依頼により調達契約に関する統計を作成し、総務省に送付するものとする。

（苦情の処理）

第 29 条 契約責任者は、調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他調達契約に係る苦情の処理に当たる社員を指定する。

(手続の所管)

第 30 条 この手続の所管は、総務部とする。

(手続の改廃)

第 31 条 この手続の改廃は、総務部の担当執行役が決定する。ただし、この手続の趣旨に反しない軽微な改定については、総務部長が決定することができる。

- 2 この手続は、定期的に見直すほか、業務若しくは経営環境の変化又は改正協定その他の国際約束、関係政省令若しくは運用指針等の改正に応じて、随時見直すものとする。
- 3 この手続の改定は、当該改定の施行の日前において行われた公告若しくは公示又はその他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

#### 附 則

- 1 この手続は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改定は、平成 25 年 9 月 26 日から施行する。  
(注) 改定条項は以下のとおり。  
第 12 条を改定
- 3 この改定は、改正協定が日本国において効力を生ずる日から施行する。  
(注) 改定条項は以下のとおり。  
第 8 条、第 9 条、第 10 条及び第 16 条を除き改定。
- 4 この改定は、2014 年 10 月 1 日から施行する。  
(注) 改定条項は以下のとおり。  
第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 16 条、第 20 条、第 26 条、第 28 条、第 29 条及び別紙を改定。
- 5 この改定は、2015 年 4 月 1 日から施行する。  
(注) 改定条項は以下のとおり。  
第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条及び第 29 条を改定。
- 6 この改定は、2018 年 4 月 2 日から施行する。  
(注) 改定条項は以下のとおり。  
第 28 条及び第 29 条を改定。
- 7 この改定は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。  
(注) 改定条項は以下のとおり。  
第 20 条から第 29 条までを第 23 条から第 32 条とし、第 14 条から第 19 条までを第 16 条から第 21 条とし、第 4 条から第 13 条までを第 5 条から第 14 条とし、第 4 条、第 15 条及び第 22 条を加え、第 5 条中第 2 項を第 3 項とし、同条に第 2 項を加える。
- 8 この改定は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。  
(注) 改定条項は以下のとおり。

第2条、第15条及び第20条を改定。

9 この改定は、改正協定がスイスにおいて効力を生ずる日から施行する。

第1条、第12条、第13条、第15条、第17条、第18条及び第32条を改定。

10 この改定は、2024年1月4日から施行する。

(注) 改定条項は以下のとおり。

第1条、第7条及び第8条を改定。

11 この改定は、2024年4月1日から施行する。

(注) 改定条項は以下のとおり。

第8条及び第13条を改定。

12 この改定は、2024年7月1日から施行する。

(注) 改定条項は以下のとおり。

第31条及び第32条を改定。

13 この改定は、2025年6月1日から施行する。

(注) 改定条項は以下のとおり。

第14条を削除し、第15条から第32条までを1条ずつ繰り上げ第14条から第31条とし、第13条第3項を削除し、同条第2項を第3項とし、同条に第2項を加え、第1条、第13条第1項、繰り上げ後の第15条、第20条、第22条、第24条、第25条及び第26条を改定。

(別紙)

1. 「政府調達手続に関する運用指針等について」(平成 26 年 3 月 31 日関係省庁申合せ、最終改正令和 5 年 3 月 31 日)
2. 「大型公共事業への参入機会等に関する我が国政府の追加的措置について」(平成 3 年 7 月 26 日付け閣議了解)
3. 「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について」(平成 6 年 1 月 18 日付け閣議了解)
4. 「「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針」(平成 8 年 6 月 17 日付け事務次官等会議申合せ)